

令和6年度

# 結婚新生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



和水町では、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる新居の住居費等（住宅取得費、賃貸、リフォーム費、引越費用）を支援します。

## 事業概要



どのような世帯が対象なの？



次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ③ 対象となる住宅が和水町内にあり、住民登録のうえ居住していること。
- ④ 夫婦の所得合計が500万円未満 ※  
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ⑤ 税金等の滞納がないこと。
- ⑥ 交付決定日から2年以上継続して町内に居住する意思があること。
- ⑦ その他、当該補助金交付要綱が定める要件を満たす世帯

どのような費用が対象なの？



令和6年4月1日から令和7年3月31日まで支払ったもので、次の費用が対象です。

|          |   |
|----------|---|
| 新居の住宅費   | ① 新居の購入費<br>② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料<br>③ 新居のリフォーム費用 |
| 新居への引越費用 | ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用                                |



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

<問い合わせ先>

和水町役場 まちづくり課 企画振興係  
TEL : 0968-86-5721  
E-mail : msui@town.nagomi.lg.jp



あなたに、なごみを。

和水町  
NAGOMIMACHI

## ◆申請に必要なもの



### 【共通書式】

- 和水町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 婚姻後の戸籍謄本
- 夫婦それぞれの所得証明書 又は 非課税証明書（令和5年分）
- 住民票謄本
- 未納がない証明書（夫婦それぞれの税金等の滞納がないことを証明する書類） ※  
※令和5年1月1日時点で和水町の住民基本台帳に記載されている者を除く。

### 【住宅を取得した場合】

- 住宅の工事請負契約書 又は 売買契約書の写し
- 住宅取得費の領収書 又は 支払金額が確認できる書類の写し

### 【住宅を借りた場合】

- 住宅の賃貸借契約書の写し
- 賃料等の領収書 又は 支払金額が確認できる書類の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）

### 【住宅をリフォームした場合】

- 住宅リフォームの工事請負契約書・内訳書の写し
- 住宅リフォームの領収書 又は 支払金額が確認できる書類の写し

### 【引越しをした場合】

- 引越しに係る領収書の写し（引越業者・運送業者に支払った費用に限る。）

### 【貸与型奨学金を返済している場合】

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（所得証明書で証明された年中に返済した額）

## 補助金交付までの流れ

和水町内での新生活開始

（令和6年1月1日～令和7年3月31日までに婚姻した夫婦）

申請

- ① 補助金交付申請書に必要書類を添えて申請してください。  
＜申請期限 令和7年3月28日＞

書類受理・審査  
交付決定通知

- ② 和水町で書類審査を行います。記載内容の不備や必要書類に不足がある場合は再提出をお願いすることがあります。
- ③ 審査の結果を「補助金交付決定通知書」により通知します。

請求書提出

- ④ 補助金交付請求書に必要事項を記入し、押印のうえ、和水町役場まちづくり課へ提出してください。

補助金交付

- ⑤ 請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。